

郡山市公金預金取扱要項

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項及び第 2 項並びに同法第 241 条第 2 項の規定により、公金の保管を確実かつ効率的に行うため、金融機関への預金に関する基本事項を定める。

第 1 (公金の種類)

この要項において、公金とは歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金をいう。

第 2 (公金の保管)

公金のうち、運用しない現金については、決済用預金に保管する。

第 3 (歳計現金の運用)

歳計現金の運用は、支払いに必要な準備金に支障のない範囲で、一時的に資金の余裕が生じた場合にこれを行う。

2 運用の対象となる預金は、大口定期預金又は譲渡性預金若しくは通知預金とする。

3 運用の期間は、一の預金につき 6 か月を超えない期間とする。

4 指定金融機関への預金額は、資金の状況により会計管理者がそのつど決定する。

5 指定金融機関以外の金融機関への預金は、収納代理金融機関の中から会計管理者が適当と認めるものに対して行う。ただし、収納代理金融機関以外であっても、郡山市預金債権と相殺可能な郡山市債を有している場合にあっては、その相殺可能額を上限として預金することができるものとする。

第 4 (歳入歳出外現金の運用)

歳入歳出外現金の運用は、歳計現金の例による。

第 5 (基金に属する現金の運用)

基金に属する現金の運用は、基金管理権者からの通知に基づき基金ごとにこれを行う。

2 運用の対象となる預金は、大口定期預金とする。

3 運用の期間は、一の預金につき 1 年を超えない期間とする。

4 指定金融機関への預金額は、会計管理者がそのつど決定する。

5 前項の預金以外の資金は、収納代理金融機関の中から会計管理者が適当と認めるものに対し、利率の引き合いなどをして、より有利な運用を行う。ただし、収納代理金融機関以外であっても、郡山市預金債権と相殺可能な郡山市債を有している場合にあっては、その相殺可能額を上限として預金することができるものとする。

第 6 (預金先金融機関の選択)

会計管理者は、収納代理金融機関のうち、別表第 1 に定める預金対応基準に基づき、適当と認めるものに対し預金をすることができる。

2 会計管理者が適当と認めた収納代理金融機関への預金は、金融機関破綻時に相殺可能額（郡山市預金債権と相殺することができる郡山市債（以下「市債」と言う。）、郡山市が保証する債務、郡山市が質権設定している債券等の合計金額）に、預金保険法（昭和四十六年四月一日法律第三十四号）及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年七月十六日法律第五十三号）に定める預金保険制度（以下「預金保険制度」という。）の対象額を加算した額を上限として行う。

ただし、会計管理者は、郡山市に本社もしくは本店を有する金融機関への預金について、地域経済の活性化や市民の財産保全に必要と判断すれば、第 3、第 4、第 5 の規定にかかわらず、運用期間 2 か月、預金金額 20 億円（一金融機関）を上限として、相殺可能額を超えて預金することができる。

第7（預金先金融機関の監視）

預金先金融機関の経営悪化の兆候を早期に察知するため、注意指標として、株価及び社債（利付き金融債を含む）利回り等を日常的に監視する。

また、注意指標の動向により、必要な場合には、預金先金融機関からヒアリングを行い預金量の推移等の情報開示を求めるとともに、専門家の助言又は郡山市公金管理調整委員会の意見を聴き、預金対応基準に定める制限を強化することができる。

第8（リスクの回避）

会計管理者は、預金先金融機関への預金を継続することが、当該金融機関の経営状況等から判断して適当でないとき認めるときは、速やかに解約をし、元金の保全を行うものとする。

- 2 金融機関の破綻時には、市債を預金債権と相殺するとともに、郡山市が債務保証をしている外郭団体の債務と郡山市預金債権との相殺、及び預金保険制度により預金保護ができるようにし、リスク回避を図る。
- 3 預金の担保として金融機関が保有する国債等の提供を受けて質権を設定し、金融機関の破綻時に処分することにより、リスク回避を図る。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第6関係）

預金対応基準表

基準	第一基準値	第二基準値	
項目	信用格付け	①自己資本比率	②不良債権比率
基準値	B B B又はB +以上 (投資適格水準)	国際統一基準適用銀行8%以上・国内銀行4%以上 (金融庁基準内)	6%未満
基準値以下の場合	中途解約及び新規預金の停止を検討する。	上記①、②のいずれか1項目でも基準に満たない場合、期間・金額・商品の制限を検討する。 上記①、②の両方の基準に満たない場合、中途解約及び新規預金の停止を検討する。	

- (1) 借預金運用は、借入金と相殺できる額、質権設定の額、さらに預金保険制度の対象額を合わせた額まで最低限可能とする。
- (2) 判断基準の原則は、第一基準値（信用格付け）を基本とする。
- (3) 格付け対象外企業の場合は、第二基準値を判断の数値とする。
- (4) 預金対応基準表は、基本的な判断基準であり、実際に対応を決定する際は、さらに「地域性」「公共性」「注意指標」等を考慮して決定する。